

熊谷スポーツ文化公園 撮影規約

(熊谷スポーツ文化公園

宛)

1. 撮影可能時間

- ・使用時間は搬入開始時から清掃後完全撤収までの時間とします。(6:00~21:30の間)
- ・予定時間を超過する場合は必ず事前の相談をお願いします。(原則認めません。)

2. 撮影の受入れについて

下記に該当する場合は、撮影を許可しません。

- ・公園内の安全に支障をきたす、または施設を傷つける恐れのあるものと判断した場合
- ・作品が公序良俗に反する、または社会道徳上悪影響を及ぼす、或いは当公園のイメージを傷つけるものと判断した場合
- ・撮影が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

3. 撮影時の注意事項

下記の注意事項をお守り下さい。守れない場合、当公園には全ての撮影を中止させる権利があります。

- ・当公園スタッフの指示に従い、事前の打ち合わせ内容を逸脱しないこと
- ・周辺住民やお客様に迷惑をかけたり、プライバシーを侵害したりしないこと
- ・住民やお客様、施設関係者の導線の妨げにならないこと
- ・駐車スペースや飲食場所、喫煙、控え室、お手洗いなどは施設所定の場所で行うこと
- ・持ち込みセットや養生、食事等で出たゴミ類に関しては全て持ち帰ること

4. 現状復帰・破損

- ・撮影保険に加入し、その内容について担当者に連絡した上で撮影に臨んで下さい。施設及び各設備等の汚損、破損、磨滅が確認された際は、修復費用及び、営業補償、損害賠償の全額を利用者に請求させていただきます。
- ・撮影終了後、現状復帰し、施設、設備、什器、備品などが汚れた場合は清掃してください。
- ・施設、設備、什器備品などに破損損傷を与えた場合は、すみやかに担当にお知らせください。

5. 目的外使用・作品の差し止め

- ・事前に確認していた内容と異なる使用をする場合、必ずご連絡をお願いします。
- ・納品物が事前の内容と異なり、当公園のイメージを著しく損なう恐れがある場合は、違約金を請求することがあります。

6. 撮影料金(施設利用料)

- ・利用者は、既定の撮影料金(公園施設を利用する場合は、別途施設利用料)を当公園の支払い条件に基づいてお支払い頂きますようお願いいたします。
- ・既にご予約いただいた利用の取消しは出来ませんのでご注意ください。
- ・利用を延長される場合は、既定の利用料金表に基づき料金が加算されます。
- ・お支払いは当日、現金または請求書(利用日から1ヶ月以内までのお支払い)にてお願いします。

7. クレジットの表記

映画、テレビドラマ等の場合は、「撮影協力：熊谷スポーツ文化公園」等のクレジットの掲載に努めてください。

上記の各事項に同意し、遵守するよう全スタッフ及び関係者へ周知及び徹底致します。

また、事故やトラブルがおこらないよう細心の注意を払って撮影を行う事を約束致します。

年 月 日

作品名 _____

制作会社 _____ ㊟

現場責任者 _____ ㊟

緊急連絡先 - - 番

担当 熊谷スポーツ文化公園管理事務所 ㊟

※当施設は作品の非公開情報に関して許可無く開示、漏洩、公表しない事をお約束致します。